**巡回診療・巡回健診等（健康診断、予防接種、採血）**

許可等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 根拠通知 | 様式番号 | ﾍﾟｰｼﾞ |
| 巡回診療（健診）に係る診療所開設許可申請（無医地区における医療の確保等用） | ・昭和37年6月20日付医発第554号厚生省医務局長通知・平成7年11月29日付け健政発第927号厚生省健康政策局長通知・平成19年6月13日付け医第1368号健康生活部健康局医務課長通知・平成20年12月18日付け健康福祉部健康局医務課長事務連絡・平成24年9月12日付け医第1946号健康福祉部健康局医務課長通知 | 巡　様式１ | １ |
| 巡回診療（健診）実施計画書（無医地区における医療の確保等用） | 巡　様式２ | ４ |
| 巡回診療（健診）実施計画の変更・継続（無医地区における医療の確保等用） | 巡　様式３ | ６ |
| 巡回診療（健診）に係る変更許可申請（無医地区における医療の確保等用） | 巡　様式４ | ７ |
| 巡回健診等実施計画書（健康診断・予防接種・採血用） | 巡　様式５ | ８ |

参考

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | ﾍﾟｰｼﾞ |
| 「巡回診療（健診）実施計画書」又は「巡回健診等実施計画書」による場合の事務手続き　別紙１ | １０ |
| 「巡回診療（健診）実施計画書」又は「巡回健診等実施計画書」によらない手続きの流れ　別紙２ | １２ |

巡　様式１

**巡回診療（健診）に係る診療所開設許可申請書**

**（昭和37年通知による無医地区における医療の確保等用）**

令和　　年　　月　　日

兵庫県　　　　県民局長　　様

開設者住所

（法人にあっては主たる事務所の所在地）

（法人にあっては、名称及び代表者の職氏名）

電 話 －　 － （担当：　　　）

次のとおり開設したいので、申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　 |  |
| ２　兵庫県内の連絡場所 | 〒　　　－　　　　TEL　　　-　　　　-　　　　　FAX　　　-　　　-　　 |
| ３　実施計画 | 別紙のとおり |
| ４　開設の目的及び維持の方法並びに診療報酬の徴収方法 |  |
| ５　従業者の定員（人） | 医　師 | 歯科医師 | 薬剤師 | 看護師等 | その他 | 計 |
|  |  |  | （　　　） |  | （　　　） |
| ６　定款、寄附行為又は条例 | 別紙のとおり |

注１　県内に拠点となる病院、診療所等がない場合で医師又は歯科医師が開設者となり巡回診療（健診）を実施しようとするとき若しくは県外からの実施主体が行う場合は、通常の診療所開設の手続をとること。

　２　看護師等の人員において、准看護師は（　　　）に別掲とすること。

３　本様式は、昭和37年6月20日付け医発第554号厚生省医政局長通知による、無医地区における医療の確保又は地域住民に対して特に必要とされる結核、成人病等の健康診断の実施等を目的として行う巡回診療であって、巡回診療によらなければ住民の医療の確保、健康診断の実施等が困難であると認められるものであり、通知第2の1若しくは3により診療所の開設を行おうとする場合、又は病院若しくは診療所の事業として行われる場合であっても、同じ都道府県内で巡回診療を行おうとする実施主体（市町保健センター等、ただし個人を除く。）が、未だ開設許可を得ていない場合に用いるものである。

|  |
| --- |
| 県収入証紙　１８，０００円 |

注）この申請書一式を２部提出する。

７　敷地及び建物の状況（移動診療施設を利用する場合は、その構造設備の概要）

|  |
| --- |
| 敷地の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図　　 |
| 建物の構造概要及び平面図 |

注）必要に応じて、既存の図面等を添付すること。

（留意事項）

１　「１ 医療機関の名称」（例えば、○○市巡回診療診療所等）

２ 　｢２ 兵庫県内の連絡場所｣については、開設者が兵庫県内に所在していない場合のみ記載すること。

３　「３ 実施計画」については、おおむね３か月から６か月までの期間毎に巡回診療（健診）実施計画書（様式２）を提出すること。

４　「５ 従業者の定員」については、実人員を記載すること。

５　「６ 定款、寄附行為又は条例」については、開設者が法人である場合のみ添付すること。

６　「７ 敷地及び建物の状況」（ 敷地の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図、建物の構造概要及び平面図 ）については、可能な限りのものを添付等すること。

７　「移動診療施設を利用する場合の構造設備の概要」については、敷地及び建物の状況にかえて移動診療施設（エックス線撮影装置搭載車等）を利用する場合は、その構造設備の概要を記載することとするが、医療法施行規則第30条の22（放射線障害が発生するおそれのある場所の測定）に基づく直近の測定結果等により構造設備の概要が把握できるものであれば代用しても差し支えないこと。

　　ただし、敷地及び建物の状況にかえて移動診療施設を利用する場合であって、その構造設備の概要等に変更が生じた場合は、変更許可の手続をとること。

８　実施計画に記した医師又は歯科医師である実施責任者をもって、管理者とみなして差し支えないこと。また、この場合に医療法第12条第2項の規定に基づく許可（診療所管理者兼任許可）は要しないものとして差し支えないこと。

９　医療法施行令第4条の2第1項及び第2項の規定に基づく届出（診療所開設後の届出）は行わなくて差し支えないこと。よって、管理者の住所及び氏名（免許証の原本確認及び写しの添付等）、診療に従事する医師（歯科医師）の氏名（免許証の原本確認及び写しの添付等）等、薬剤師の氏名の確認についても要しないものとして差し支えないこと。

１０　巡回診療（健診）を行う場所について、衛生上、防火上及び保安上安全であり、清潔を保持できる場所であること。

１１　当該許可については当該巡回診療（健診）を行うためにのみ許可されること、また、巡回診療（健診）実施計画書（変更・継続）（様式３）が引き続き提出されない場合であって、正当な休止の理由のない場合には、廃止されたものとして処理されること。なお、当該許可申請の中で引き続き実施計画を提出される場合には、改めて開設許可の手続きを行う必要はないものとする。

 巡　様式２

**巡回診療（健診）実施計画書**

**（昭和37年通知による無医地区における医療の確保等用）**

令和　　年　　月　　日

兵庫県　　　　県民局長　　様

開設者住所

（法人にあっては主たる事務所の所在地）

（法人にあっては、名称及び代表者の職氏名）

電 話 －　 － （担当：　　　）

別紙のとおり、巡回診療を実施したいので実施計画書を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　 |  |
| ２　医療機関の所在地 | 〒　　　－　　　　TEL　　　-　　　-　　　　　FAX　　　-　　　-　　 |
| ３　実 施 計 画　 ※１ | 別紙のとおり |
| ４　診療を行おうとする科目　 |  |
| ５　巡回診療実施の目的、方法及び診療報酬の徴収方法　　　　　　　　　 |  |
| ６　移動健診施設を利用する場合の構造設備の構造　　　　　　※２ | 別添のとおり　（令和　　年　　月　　日付け巡回診療（健診）実施計画書に添付済み。） |
| ７　定款、寄附行為又は条例 | 別添のとおり　（令和　　年　　月　　日付け巡回診療（健診）実施計画書に添付済み。） |

注）１　実施計画はおおむね３か月から６か月までの期間とすること。

２　Ｘ線装置等の搭載する巡回診療（健診）車による場合は、各車輌に係る車検証（写し）並びに遮蔽計算書及び計算図並びに線量測定結果

実施計画（令和　　年　　月～令和　　年　　月分）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　管轄保健所等（兵庫県　　　　　保健所）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施日 | 巡回診療を行う場所 | 実施責任者氏名 | 診療を担当する医師（歯科医師） | その他 |
| 氏　　名 | 担当診療科目 | 団体名 | 予定受診者数 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

注）１　可能な限り管轄の保健所・健康福祉事務所ごとに作成すること。

２　実施責任者は、医師又は歯科医師であること。

３　巡回診療を行う場所は、地番まで記載すること。

４　兵庫県内で実施する巡回健診のみ記載すること。

５　実施計画の様式は任意様式でも可能であるが、必要事項は記載していること。

巡　様式３

**巡回診療（健診）実施計画書の変更・継続**

**（昭和37年通知による無医地区における医療の確保等用）**

令和　　年　　月　　日

兵庫県　　　　県民局長　　様

開設者住所

（法人にあっては主たる事務所の所在地）

（法人にあっては、名称及び代表者の職氏名）

電 話 －　 － （担当：　　　）

別紙のとおり、（ 変更・継続 ）したいので実施計画書を提出します。

注）　１　実施計画はおおむね３か月から６か月までの期間とすること。

　　　２　別紙として、実施計画書を添付すること。

巡　様式４

**巡回診療（健診）に係る変更許可申請書**

**（昭和37年通知による無医地区における医療の確保等用）**

令和　　年　　月　　日

兵庫県　　　　県民局長　　様

開設者住所

（法人にあっては主たる事務所の所在地）

（法人にあっては、名称及び代表者の職氏名）

電 話 －　 － （担当：　　　）

別紙のとおり、変更したいので申請します。

注）敷地及び建物の状況にかえて移動診療施設を利用する場合であって、その構造設備の概要等に変更が

生じた場合は、変更許可の手続をとること。

巡　様式５

**巡回健診等実施計画書**

**（平成7年通知による健康診断・予防接種・採血用）**

令和　　年　　月　　日

兵庫県　　　　県民局長（　　　　　市保健所長　）　様

開設者　　住所

（法人にあっては主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の職氏名）

電 話 －　 － （担当：　　　）

別紙のとおり、巡回健診等を実施したいので実施計画書を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　 |  |
| ２　医療機関の所在地 | 〒　　　－　　　　TEL　　　-　　　-　　　　　FAX　　　-　　　-　　 |
| ３　実 施 計 画　 ※１ | 別紙のとおり |
| ４　健康診断、予防接種及び採血の項目又は種類　 |  |
| ５　予防接種を実施する際の「定期接種実施要領」の遵守状況 | 予防接種法に基づく「定期接種実施要領」を遵守し、体制を整備している場合は、□をチェックすること（Ｂ類疾病を対象とする場合も同様）□「１３　Ａ類疾病の定期接種を集団で実施する際の注意事項」の（１）から（３）まで、（６）及び（７）　□「１４　医療機関以外の場所で定期接種を実施する際の注意事項」　 |
| ６　巡回健診等実施の目的、方法及び費用の徴収方法　　　　　　　　 |  |
| ７　移動健診施設を利用する場合の構造設備の構造　　※２ | 別添のとおり　（令和　　年　　月　　日付け巡回健診等実施計画書に添付済み。） |
| ８　定款、寄附行為又は条例 | 別添のとおり　（令和　　年　　月　　日付け巡回健診等実施計画書に添付済み。） |

※）１　実施計画はおおむね１か月から３か月までの期間とすること。

２　Ｘ線装置等の搭載する巡回健診車による場合は、各車輌に係る車検証（写し）並びに遮蔽計算書及び計算図並びに線量測定結果

注）本計画書で実施可能な健康診断・予防接種・採血は以下のとおり

 　・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、労働安全衛生法等に基づく健康診断、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び医療等以外の保健事業としての健康診査、保険者からの委託に基づく健康診断等、公共的な性格を有する定型的な健康診断

 　・予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種(予防接種法施行令に規定する対象年齢以外の者に接種する場合も含む)

 　・地方公共団体が直接又は委託して実施する検査のための採血

実施計画（令和　　年　　月～令和　　年　　月分）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　管轄保健所等（兵庫県　　　　　保健所）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施日 | 巡回健診等を行う場所 | 実施責任者氏名 | 健診等を担当する医師（歯科医師） | その他 |
| 氏　　名 | 担当健診項目 | 団体名 | 予定受診者数 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

注）１　可能な限り管轄の保健所・健康福祉事務所ごとに作成すること。

２　実施責任者は、医師又は歯科医師であること。

３　実施場所は、地番まで記載すること。

４　兵庫県内で実施するもののみ記載すること。

５　実施計画の様式は任意様式でも可能であるが、必要事項は記載していること。

　　　別紙１

「巡回診療（健診）実施計画書」又は「巡回健診等実施計画書」による場合の事務手続

１　提出いただく計画書

　(1)「巡回診療（健診）実施計画書」の提出によることができる場合（無医地区における医療の確保等用）

　　　昭和37年6月20日付け医発第554号厚生省医政局長通知による、無医地区における医療の確保又は地域住民に対して特に必要とされる結核、成人病等の健康診断の実施等を目的として行う巡回診療（巡回診療において行われる予防接種も含む。）であって、巡回診療によらなければ住民の医療の確保、健康診断の実施等が困難であると認められるものであって、通知第2の２に該当する場合。

　(2)「巡回健診等実施計画書」の提出によることができる場合（健康診断・予防接種・採血用）

　　　兵庫県内に所在する既存の病院又は診療所の事業として巡回健診等(疾病の治療を前提としたものを除く)を行う場合であって、下記の条件に合致する場合（平成7年11月29日付け健政発第927号厚生省健康政策局長通知１の(1)）

|  |
| --- |
| ア・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、労働安全衛生法等に基づく健康診断、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び医療等以外の保健事業としての健康診査、保険者からの委託に基づく健康診断等、公共的な性格を有する定型的な健康診断　・予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種(予防接種法施行令に規定する対象年齢以外の者に接種する場合も含む)　・地方公共団体が直接又は委託して実施する検査のための採血イ　当該病院又は診療所の所在する都道府県内で行われるものであること。ウ　次のいずれかに該当するものであること。（ア） 巡回健診等を目的とした車輛又は船舶であって当該車輛又は船舶内において健康診断、予防接種又は採血を行うことができる構造設備となっているもの（以下「移動健診等施設」という。）を利用する場合（イ） 移動健診等施設以外の施設を利用して行われる巡回健診等であって、定期的に反覆継続（おおむね週二回以上とする。なお、同日中に複数の場所で実施する場合については、一回の巡回健診等とみなす。）して行われることのないもの又は一定の地点において継続（おおむね三日以上とする。）して行われることのないもの |

２　医療機関の手続き

　　巡回診療・巡回健診等を行おうとする者は、様式２（上記１の(1)の場合）又は様式５（上記１の(2)の場合）の実施計画書を巡回診療・巡回健診等を行おうとする医療機関の所在地を管轄する政令市保健所又は健康福祉事務所（以下「管轄保健所等」という。）に提出する。

　　提出部数は管轄保健所等分、管轄保健所等以外で送付が必要な保健所等分及び医務課分の合計数（以下「必要部数」という。）とする。（巡回診療・巡回健診等を行う場所が管轄保健所等以外にわたる場合は、医務課経由で当該区域を管轄する保健所等にも実施計画書を送付するため。）

３　実施計画書の提出を受けた管轄保健所等の事務手続き

　(1) 管轄保健所等

提出された実施計画書全てに受理印を押し、管轄保健所等保管分を除き医務課に送付する。（管轄保健所等の管内でのみ実施する場合は、医務課への送付は不要。）

なお、実施計画書様式2及び5第6項及び第7項に係る添付書類（以下「添付書類」という。）については、管轄保健所等において以下のとおり取り扱うものとする。

ア　添付書類の省略

実施計画書が提出される年度に関係なく、既に提出された添付書類の内容に変更がない場合には、必要部数の添付を省略して差し支えないものとする。

ただし、省略した添付書類については、①既に提出済みの実施計画書（以下「提出済み計画書」と

いう。）に添付済みであることを新たな実施計画書に明記させる（提出済み計画書の日付等を記載させることで事後に容易に参照できるようにしておくことが望ましい。）、又は②管轄保健所等において別途作成するチェック表で整理する等により、適法性を担保すること。

イ　有効期間のあるもの（車検証及び漏洩線量測定結果）の確認

新たな実施計画書が提出された際に、管轄保健所等において、車検証及び漏洩線量測定結果について改めて有効期間内にあることを確認するとともに、当該期間を徒過している場合には、新たな有効期間内にある適法な書類を提出させること。

ウ　添付書類の保管及び医務課等への送付の省略

(ア) 管轄保健所等において、添付書類の内容や変更の有無等を確認の上、適法な状態にある添付書類をそれぞれ少なくとも一部ずつ保管すること。（他の保健所等からの当該添付書類に関する照会や提供依頼等があった場合には適宜対応すること。）

(イ) 管轄保健所等以外で送付が必要な保健所等分及び医務課分については、添付書類の送付を省略して差し支えないものとする。

エ　医療法第25条第１項の規定に基づく立入検査による適法性の確認

管轄保健所等が、巡回診療・巡回健診等を行おうとする者に対して、必要に応じ立入検査により当該巡回診療・巡回健診等に係る添付書類の内容について適法性を確認した場合においても、実施計画書に係る添付書類の必要部数の添付を省略（管轄保健所等以外で送付が必要な保健所等分及び医務課分について、添付書類の送付を省略）して差し支えないものとする。

ただし、この場合にあっても、①管轄保健所等において別途作成するチェック表で整理する、又は②医務課等あて事務連絡等を別途作成し、これに立入検査により添付書類の内容について確認した旨

を明記する等により、適法性を担保すること。

　(2) 医務課

関係保健所等あて、実施計画書を送付する。

４　留意点

(1) 上記１の(1)及び(2)の取扱いに当たっては、実施主体の既存の病院又は診療所における通常の診療に支障の生じないことについて十分確認のうえ適用することとし、これが必要と認められなくなった場合には直ちにこの取扱いを中止すること。

(2) 特に、管理者（特に病院、有床診療所）が長時間巡回診療・巡回健診等に赴き、病院等を不在にすることは、好ましくないことから改善を指導すること。

(3) 上記１の(1)の場合の実施計画はおおむね３ヶ月から６ヶ月までの期間ごととし、(2)の場合はおおむね１ヶ月から３ヶ月までの期間ごととするよう指導すること。

(4) 実施計画書は、本来事業者が巡回診療を行おうとする区域を管轄する保健所等ごとに提出するべきものであるが、厚生労働省通知に基づき、県及び政令市保健所が事業者の負担を軽減すべく運用上特別な取扱いを行っていることに鑑み、実施計画は可能な限り管轄保健所等の管轄区域ごとに分けるよう指導すること。

(5) 当分の間は別添様式によらない届出についても、受理して差し支えないが、当該様式に係る必要事項は漏れなく記載させること。

別紙２

「巡回診療（健診）実施計画書」又は「巡回健診等実施計画書」によらない手続きの流れ

兵庫県外に所在する医療機関が県内で巡回診療・巡回健診等に相当する行為を行う場合は、「巡回診療（健診）実施計画書」又は「巡回健診等実施計画書」によることができないため、診療・健診等を行う場所ごとに下記の手続を行うこと。

①医療法人等が実施する場合は、健診等を実施する日のおよそ3～4週間前に、健診等を行う場所ごとに管轄保健所等に「診療所開設許可申請」を提出

　なお、医師又は歯科医師個人が実施する場合は、「診療所開設許可申請」は不要のため②③のみ行うこと。

②健診等開始日から10日以内に「診療所開設届」、「Ｘ線装置備付届」を提出

③健診等終了日から10日以内に「診療所廃止届」、「Ｘ線装置廃止届」を提出

|  |
| --- |
| ＜「診療所開設許可申請」について＞・提出部数は2部・医師・歯科医師・薬剤師については、履歴書及び免許証の写し及び原本の提示が必要。　免許証の写しについては、事前に近隣の保健所等で原本照合を受けていれば（6か月以内のもの）原本の提示は不要・Ｘ線装置等を搭載する巡回健診車がある場合は、各車輌に係る車検証（写し）及び仕様図面を添付すること＜「診療所開設届」について＞・提出部数は１部・健診開始日から10日以内に提出すること・医師・歯科医師・薬剤師については、履歴書及び免許証の写し及び原本の提示が必要。　免許証の写しについては、事前に近隣の保健所等で原本照合を受けていれば（6か月以内のもの）原本の提示は不要＜「診療所廃止届」について＞・提出部数は１部・健診終了日から10日以内に提出すること＜「Ｘ線装置備付届」について＞・提出部数は１部・健診開始日から10日以内に提出すること・遮蔽計算書及び漏洩線量測定結果を添付すること＜「Ｘ線装置廃止届」について＞・提出部数は１部・健診終了日から10日以内に提出すること |